

会議録

令和元年度第9回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

日 時	令和元年12月26日（木）開会：午後2時 閉会：午後3時20分
場 所	城辺庁舎2階インキュベート室
出席委員名	教育長 宮國 博 教育長職務代理者 中尾忠筈 委員 池間 雅昭 委員 渡久山 ひろみ 委員 下地 一美
欠席委員名	
説明員	学校教育課長 垣花秀明 教育総務課長 下地美明 学校教育課課長補佐 下地洋子 教育総務課係長 與那霸斉
事務局員	教育部長 下地信男 生涯学習部長 下地明 教育総務課長 下地美明 教育総務課総務係長 與那霸斉
欠席事務局員	

議案等	件名	結果
承認事項	会議録署名委員の指名について 教育長職務代理者の指名について	承認
承認事項	会議録の承認について（令和元年度第8回定例会）	承認
議案第25号	教育長報告	可決
議案第26号	宮古島市立学校管理規則の一部改正について	可決
議案第27号	宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について	可決
議案第28号	宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱の制定について	可決
議案第29号	宮古島市学力向上推進委員会規則の制定について	可決
議案第30号	宮古島市立学校結核対策検討委員会規則の制定について	可決
議案第31号	宮古島市教育ビジョン検討委員会規則の制定について	可決
議案第32号	宮古島市教育支援委員会規則等の一部を改正する規則 宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会規則の制定について	可決

議案第33号	宮古島市教育ビジョン検討委員会設置要綱及び宮古島市 学力向上推進委員会設置要綱の廃止について	可決
議案藍34号	宮古島市立学校結核対策検討委員会設置要綱の廃止につ いて	可決
その他		

会 議 錄

教育長	<p>これより、令和元年度第9回定例教育委員会を開催します。 本日は、全員出席です。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。 本日の会議録署名委員に、下地委員を指名します。よろしく お願い致します。</p> <p>次に日程第2 教育長職務代理者の指名についてです。 これまで野原敏之さんが務めておりましたが、任期満了により退任されましたので、新しく指名をしなければなりません。 根拠等について事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課 與那覇	<p>ご説明いたします。</p> <p>※根拠法令及び職務代理者の職務について説明 教育長の専任事項となっておりますので指名をお願いします。</p>
教育長	<p>はい、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、中尾忠篤委員を指名したいと思います。</p>
	<p>異議がなければ拍手をお願いします。 (全員拍手)</p>
教育長	<p>次に、日程第3は、会議録の承認となっております。 令和元年度第8回定例会の会議録です。</p> <p>しばらく時間をおきます。確認して会議録について質疑があ れば発言をお願いします。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>日程第3 令和元年度第8回定例会の会議録については承認 といたします。</p>

教育長	続きまして日程第4 教育長報告となっております。事務局より報告をお願いします。
教育総務課長	※別紙 教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告。
教育長	教育長報告について、詳細・内容等について確認したいことなどありましたらお願いします。
中尾委員	沖縄県インターナショナルスクール理事長の訪問の内容は
教育長	沖縄県に新しい高校を創りたいとの話で挨拶にきました 今南城市の玉城旧庁舎を利用し学校を創るとの話でした。
	それでは、教育長日程については、承認とします。
	次に、日程第5 議案第25号 宮古島市立学校管理規則の一部改正についてです。それでは、説明をお願いします。
学校教育課 下地補佐	資料を読み上げて説明。 ○学校教育法の改正に伴い、規則を改正する必要がある。
教育長	説明が終わりました。意見のある方はお願いします。 (質疑なし)
教育長	それでは、議案第25号については、原案のとおり可決してよろしいですか。 (異議なし)
教育長	議案第25号は可決とします。 次に、日程第6 議案第26号宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について説明をお願いします。
学校教育課 下地補佐	資料を読み上げて説明。 ○学用品の事前支給について様式を改正する必要がある。 今年度から小学校入学予定者に事前支給を行うための改正

教育長	説明が終わりました。意見のある方はお願いします。
池間委員	入学予定だったけれども、入学せずに他市町村の学校に入学した場合はどう対応しますか。
学校教育課 下地補佐	入学した先の自治体から調査が来ることになっていますので宮古島市で支給した額を報告することになります。
教育長	それでは、議案第26号については、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	議案第26号は可決とします。 次に、日程第7 議案第27号宮古島市教育情報セキュリティポリシーに関する要綱について説明をお願いします。
学校教育課 下地補佐	資料を読み上げて説明。 ○学校が扱う教育情報の取り扱いを定める必要がある。
教育長	説明が終わりました。意見のある方はお願いします。
中尾委員	第6条で市情報セキュリティポリシーからの引用がありますが位置づけは大丈夫ですか。
学校教育課 下地補佐	はい 問題ないです。 市のセキュリティポリシーと重なる部分は市のセキュリティポリシーの規定を適用する。
下地委員	この要綱を見ますと、校長の責任がすごく大きいですね。問題が発覚した場合の報告手順はこれから決めるんですか。
学校教育課 下地補佐	要綱のとおり学校で何か問題があればまずは学校教育課長に報告し、学校教育課から部長へとなっています。
下地委員	このことに限らず問題を後回しにしたり、責任を曖昧にするとかありますよね。遅滞なく報告をしてもらって一緒に解決する方法をとれるように周知を徹底をお願いします。

学校教育課 下地補佐	今後、実施手順を作成する予定です。 細かい手順、報告の仕方等学校に周知し統一した動きになると思います。
教育長	それでは、議案第27号については、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	議案第27号は可決とします。
教育総務課 與那霸	次の議案に行く前に少しよろしいでしょうか。 次の議案第28号から議案第34号については、12議会で可決された附属機関設置条例の制定に伴う規則の制定、改正に伴うものとなっておりますので附属機関設置条例について説明します。 資料3をもとに説明
教育長	それでは、 議案第28号 宮古島市学力向上推進委員会規則 議案第29号 宮古島市学校結核対策検討委員会規則 議案第30号 宮古島市教育ビジョン検討委員会規則の制定について一括して提案したいと思います。説明をお願いします。
教育総務課 與那霸	資料を読み上げて説明 ○附属機関条例の制定に伴い要綱を規則で制定
教育長	それでは、議案第28号から議案第30号については、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	議案第28号から議案第30号については可決とします。 次に議案第31号 宮古島市教育支援委員会規則等の一部を改正する規則について説明お願いします。
教育総務課 與那霸	資料を読み上げて説明 ○付属機関の条例の制定に伴い規則の一部改正

教育長	説明が終わりました。 それでは、議案第31号については、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	議案第31については可決とします。 次に議案第32号 宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会規則の制定について説明お願いします。
教育総務課 與那霸	資料を読み上げて説明 ○付属機関条例の制定に伴う規則の制定
教育長	説明が終わりました。 それでは、議案第32号については、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
教育長	議案第32については可決とします。 次に議案第33号 宮古島市教育ビジョン検討委員会設置要綱及び宮古島市学力向上推進委員会設置要綱 議案第34号 宮古島市学校結核対策検討委員会設置要綱の廃止について一括で提案しいます。 説明お願いします。
教育総務課 與那霸	資料を読み上げて説明 ○規則の制定に伴う要綱の廃止
教育長	説明が終わりました。 それでは、議案第33号、議案第34号については、原案のとおり可決してよろしいですか。
	(異議なし)
	議案第33号、議案第34号については可決とします。
教育長	その他で何かありますか。

教育総務課
與那霸

市町村教育委員会教育長・教育委員の研修会について説明

教育長

他にありますか。

なければ、以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。これで第9回定例会を閉会します。お疲れ様でした。

教育長

宮 利



会議録署名委員

下 地 一 美

